

さんこう しりょう  
参考資料

お子さんを養育されている方のために

## じ どう て あ て し き ゅ う 児童手当【支給】

ない よう 内 容	お子さんを養育されている方に支給します。												
たい しょう しゃ 対 象 者	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育されている方												
し きゅう がく 支 給 額	<p>養育されている方の所得及び養育されているお子さんの年齢により、支給額が異なります。</p> <p>○所得制限額未満の方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お子さんの年齢</th> <th>児童手当の額 (1人当たり月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～3歳未満（一律）</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学校修了前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    第1子・第2子※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>    第3子以降※</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生（一律）</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育されているお子さんのうち、3番目以降をいいます。</p> <p>○所得制限額以上の方     お子さん1人当たり 月額5,000円（一律）</p>	お子さんの年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)	0歳～3歳未満（一律）	15,000円	3歳～小学校修了前		第1子・第2子※	10,000円	第3子以降※	15,000円	中学生（一律）	10,000円
お子さんの年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)												
0歳～3歳未満（一律）	15,000円												
3歳～小学校修了前													
第1子・第2子※	10,000円												
第3子以降※	15,000円												
中学生（一律）	10,000円												
しん せい じ き 申 請 時 期	随時（お子さんが生まれたとき、里親になったとき等）												
し きゅう じ き 支 給 時 期	6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月）												
しん せい て つづ き 申 請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。</p> <p>▶申請書は、各市町村で配布しています。</p> <p>※公務員の場合は、勤務先に申請してください。</p>												
と あわ さき 問 い 合 せ 先	<p>くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。</p> <p>※公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。</p>												
び こう 備 考	<ol style="list-style-type: none"> <li>原則として、お子さんが日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。</li> <li>父母が離婚協議中などにより別居している場合は、お子さんと同居している方に優先的に支給します。</li> <li>父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内でお子さんを養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。</li> <li>お子さんを養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。</li> <li>お子さんが施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。</li> </ol>												

ひとり親家庭の方のために

じどうふようてあて しきゅう  
**児童扶養手当【支給】**

ない 内 容	ひとり親家庭のお子さん又は父若しくは母が国民年金のほぼ1級障害程度の重度障害の状態にある家庭のお子さんの心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、お子さんの父母又は父母に代わってお子さんを養育されている方に支給されます。(外国人の方も支給対象となります。)
たい 対 象 者	ひとり親家庭のお子さん(18歳の年度末まで)を監護・養育している方 ※ お子さんに中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで
し 支 給 額	<b>監護・養育されている方の所得により、支給額が異なります。また、所得制限があります。</b> ・月額10,180円～月額43,160円 ・2人目は月額5,100円～10,190円加算、3人目以降は月額3,060円～6,110円加算(令和3年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。)
しん 申 請 時 期	随時
し 支 給 時 期	5月(3、4月分)、7月(5、6月分)、9月(7、8月分)、11月(9、10月分)、1月(11、12月分)、3月(1、2月分)
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。
び 備 考	

障害のあるお子さんのいるご家庭の方のために

とくべつじどうふようてあて  
**特別児童扶養手当** 【支給】

ない 内 よう 容	身体や精神に中程度以上の障害のあるお子さんをご家庭で養育・監護されている父又は母などに対し、支給されます。(外国人の方も支給対象となります。)
たい 対 しょう 象 しゃ 者	身体又は精神に中程度以上の障害のある20歳未満のお子さんを家庭において監護している方
し 支 きゅう 給 がく 額	1級：月額52,500円 2級：月額34,970円 (令和3年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。) ※ 監護・養育されている方の所得により、所得制限があります。 ※ お子さんに障害に係る年金が支給されている場合は、対象となりません。 ※ 障害児入所施設などに入所されている場合は、対象となりません。
しん 申 せい 請 じ 時 き 期	随時
し 支 きゅう 給 じ 時 き 期	8月(4～7月分)、12月(8～11月分)、4月(12～3月分)
しん 申 せい て つづ 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と 問 あわ い せ さ 先	くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。
び 備 こう 考	

重度障害のため常時介護を必要とする20歳未満の方のために

しょうがいじふくしてあて しきゅう  
**障害児福祉手当【支給】**

ない 内 容	重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給します。								
たい 対 象 者	<p>20歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方          ただし、次のいずれかに該当する方は受給できません。</p> <p>① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方          ② 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方          ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方</p> <p>〈別表〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力の和が0.02以下のもの</li> <li>2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの</li> <li>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5 両下肢の用を全く廃したもの</li> <li>6 両大腿を2分の1以上失ったもの</li> <li>7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>								
し 支 給 額	月額 14,880円（支給額は、物価スライドにより改定される場合があります。）								
しん 申 請 時 期	随時								
し 支 給 時 期	2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、11月(8～10月分)								
しん 申 請 手 続	<p>認定請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、下記の申請窓口に提出してください。用紙は、下記の申請窓口に備え付けてあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">申請窓口</td> <td style="text-align: center;">京都市にお住まいの方</td> <td style="text-align: center;">区役所（支所）福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の市にお住まいの方</td> <td style="text-align: center;">市役所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町村にお住まいの方</td> <td style="text-align: center;">町村役場</td> </tr> </table>		申請窓口	京都市にお住まいの方	区役所（支所）福祉事務所	その他の市にお住まいの方	市役所	町村にお住まいの方	町村役場
申請窓口	京都市にお住まいの方	区役所（支所）福祉事務所							
	その他の市にお住まいの方	市役所							
	町村にお住まいの方	町村役場							
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市区（町村にお住まいの方は、所管の府保健所）にお問い合わせください。								
び 備 考									

ひとり親家庭の方のために

ほ し ふく し だんたい こ ぐち し きんかしつけ む り し かしつけ  
**母子福祉団体小口資金貸付【無利子貸付】**

ない 内 容	母子世帯及び寡婦に対し、社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会が各支会において生活の安定のため必要な小口資金の貸付を行います。
たい 対 象 者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母及び寡婦
し 支 給 額	○生活資金 限度額 50,000円 ○就学資金 限度額 50,000円 ○住宅資金 限度額 50,000円
かし 貸 付 時 期	随時
かし 貸 付 手 続	お住まいの地域の京都府母子寡婦連合会の支会にご相談ください。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会（TEL075-223-1360）にお問い合わせください。
び 備 考	